

岩手県告示第590号

令和3年6月29日付岩手県報第12105号登載保安林予定森林（令和3年岩手県告示第499号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和3年8月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安林予定森林に係る通知の要旨

(1) 保安林予定森林の所在場所 宮古市白浜第1地割108の16、109の3

(2) 所在が不分明である通知の相手方 下川健一、中村長之助、中村徳松、中村俊郎、中村ヒヤ、中村フサ、中村眞澄、中村又右エ門、中村学、濱崎圭一、濱田才治、濱田修一、濱田信夫、濱田仁、濱田フサ

2 通知の内容を掲示した場所 宮古市役所